



省エネ  
対策



断熱、  
遮熱対策



太陽光  
発電



人感  
センサー



露天風呂付  
客室へ改修

食事会場  
個室化



デジタル  
化



バリア  
フリー化

● 第2期 ●

# 宿泊施設の 高付加価値化等 支援事業

第2次  
募集

対象期間：令和3年4月1日～令和5年1月13日の取組

1施設あたり  
補助上限

**1,200万円**

補助率  
**3/4**

令和  
4年 **7月27日**水より  
受付開始!

宿泊施設の高付加価値化や収益力向上等を図る取組に要する経費に対して、その一部を補助します。

注意

予算上限に達し次第終了しますので、お早めに申請ください。  
受付終了は下記専用サイトでお知らせします。

令和4年2月1日に公募を開始した「第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の  
補助金交付決定を受けた宿泊施設は対象外です。

※令和3年8月20日に公募を開始した「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助を受けた宿泊施設も応募できません（異なる事業計画の申請に限る）

## 補助対象事業（例）

- ▶省エネボイラー・高機能給湯設備の導入
- ▶温水（蒸気）配管、バルブの保温対策
- ▶照明のLED化
- ▶人感センサー導入
- ▶空調換気システムの効率化
- ▶節水機能付き設備導入（トイレ、シャワー、食器洗浄機等）
- ▶断熱、遮熱対策導入（遮熱塗装、複層ガラス、遮熱フィルム等）
- ▶太陽光発電システムの導入

- ▶露天風呂付き客室への改修
- ▶食事会場の個室化改修
- ▶ワーケーション、テレワーク、グランピング、レンタサイクルのスペース設置
- ▶インバウンド受入に向けた環境整備
- ▶バリアフリーに対応した施設改修
- ▶AIロボット（配膳・清掃ロボット等）の導入
- ▶混雑状況表示システムの導入 等

※上記は事業例であり、補助要件に合致するその他の事業も申請が可能です。 ※補助対象の適否は、提出書類を審査し決定します。

申請先・問合せ先

第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

〒754-0042 山口市小郡長谷1-3-15 小郡第6ビル2階

TEL.083-974-3202

受付時間

9:30～17:00  
(土、日、祝日は除く)

FAX. 083-973-2103 E-mail. yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp



事業の詳細の確認、**公募要領・申請書類**のダウンロードは右のコードまたは下記専用サイトからお願いします。



<https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/>

## ● 補助対象事業者 ●

次のいずれにも該当するもの。

- ①山口県内に施設を設けている宿泊事業者であること。
- ②旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者であること。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する施設は対象外です。

※住宅宿泊事業法(民泊新法)の届出のみの施設は対象外です。

※令和4年2月1日に公募を開始した「第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助金交付決定を受けた宿泊施設は対象外です。

## ● 申請受付期間 ●

令和4年7月27日(水) ▷ 令和4年11月30日(水)午後5時(必着)

※令和3年8月20日に公募を開始した「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助を受けた宿泊施設も応募できます。(異なる事業計画の申請に限ります。)

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付を終了しますので、お早めに申請ください。なお受付終了については本事業の専用サイトでお知らせします。

## ● 補助率・補助対象期間 ●

補助対象事業費	補助対象期間	補助率	補助上限額
上限 1,600万円	令和3年4月1日~令和5年1月13日 ※令和3年4月1日まで遡って補助対象とします	3/4 以内	1施設あたり 1,200万円

※補助対象期間より前に着手したものや、補助対象期間内に実績報告ができないもの(支払いを含めて事業が完了していないもの)は、補助対象外となります。

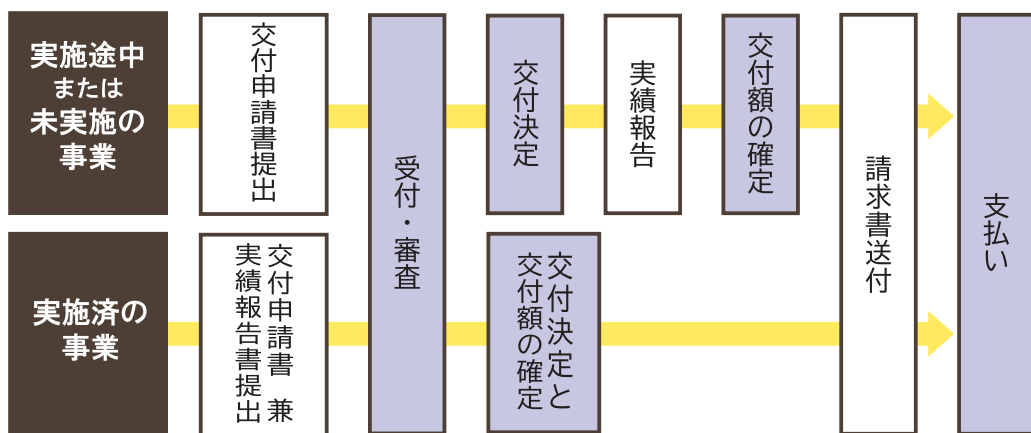
## ● 補助対象経費 ●

備品購入費、施設整備費、委託費、賃借料、謝金、旅費、その他連盟会長が必要と認める経費  
ただし、以下の経費については対象外です。

### 補助対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税
- 送料(代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であるものを除く)
- 間接経費(振込手数料、水道光熱費、収入印紙代等)
- 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受ける前に支出した経費
- 補助対象期間外に支出した経費
- 既存機器更新等に要した経費
- 施設または設備等の維持及び運用の経費
- 消耗品費
- 人件費
- 不動産購入に係る経費
- 保険料
- 交際費(飲食代・接待費等)
- 公租公課
- 申請する事業計画に対し、別途、国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの、又は受給予定がある場合の当該経費
- 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- その他、補助金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

## ● 申請の流れ ●



## ● 申請上の注意 ●

- ①申請は郵送またはメールにより受け付けます。郵送の場合は簡易書留など、追跡可能な発送方法を推奨します。
- ②申請後、事務局員等による実施状況の現地確認を行う場合があります。

## 申請先・問合せ先

第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

〒754-0042 山口市小郡長谷1-3-15 小郡第6ビル2階

TEL.083-974-3202

受付時間

9:30~17:00  
(土、日、祝日は除く)

FAX. 083-973-2103 E-mail. yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp



事業の詳細の確認、**公募要領・申請書類**のダウンロードは右のコードまたは下記専用サイトからお願いします。



<https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/>